

郡 市 区 等 医 師 会 様

大 阪 府 医 師 会
(公 印 省 略)

妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について

平素は本会事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本医師会より標記の件につきまして、別添のとおり、情報提供がありましたので、報告申し上げます。

内容は令和 5 年 4 月現在の各自治体における妊婦健康診査の公費負担の状況について調査結果が取りまとめられたものであり、こども家庭庁成育局母子保健課から各都道府県等母子保健主管部(局)長宛通知がなされたことに加え、日医に対しても周知依頼しています。また、妊婦健康診査につきましては、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減のため、下記のとおり、自治体に対し、公費負担の一層の充実が図られるよう求められております。

記

1. 妊婦健康診査の公費負担の推進について

今回の妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査では、すべての市区町村で 14 回以上の健康診査の公費負担が行われていることや、妊婦 1 人当たりの公費負担額の全国平均が 108,481 円(前回調査は 107,792 円)となっていること等が確認されたところです。一方で、それぞれの都道府県別の公費負担額をみると、その金額にばらつき(※1)が生じています。また、受診券方式(※2)の 1,605 市区町村のうち、望ましい基準に定める全ての検査項目の公費負担を実施する市区町村は 1,462 市区町村(91.1%)となっており、前回調査(1,349 市区町村(86.3%))より市区町村数は増加してはいるものの、いまだ 9%程度の市区町村において望ましい基準に定める検査項目の一部に公費負担が実施されていない状況となっています。

このため、望ましい基準に定められている全ての検査項目について公費で負担することができるよう、その経費について地方交付税措置が講じられていることを踏まえ、妊婦の自己負担が発生しないよう、公費負担の推進に取り組んでいただくようお願いいたします。

※1 公費負担額の最も高い石川県は 140,642 円、最も低い神奈川県は 76,114 円となっている。

※2 毎回の検査項目が示されている券を、妊婦が医療機関に持参して健診を受けるものを指す。

2. 妊婦健康診査に関する情報提供等について

令和 5 年 3 月 27 日付け事務連絡により依頼したとおり、引き続き、公費負担している妊婦健康診査の検査項目、回数、費用等について、受診券やホームページ等による分かりやすい提示や、母子健康手帳交付時等の機会を活用した情報提供を行っていただくとともに、妊婦の利便性を確保するため、都道府県にも必要な協力をいただきながら、集合契約の導入等による妊婦健康診査の委託医療機関の拡大などの取組を進めていただくようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、引き続き妊婦健康診査の充実及び円滑な実施に向け、貴会会員への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

日医発第 2256 号(健Ⅱ)

令和 6 年 3 月 2 7 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

渡 辺 弘 司

濱 口 欣 也

(公 印 省 略)

妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について【簡易調査】

今般、令和 5 年 4 月現在の各自治体における妊婦健康診査の公費負担の状況について調査結果が取りまとめられ、こども家庭庁成育局母子保健課より各都道府県等母子保健主管部(局)長宛通知がなされ、本会に対しても周知依頼がありました。

妊婦健康診査につきましては、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減のため、自治体における公費負担の一層の充実が図られるよう求められております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、引き続き妊婦健康診査の充実及び円滑な実施に向け、郡市区医師会ならびに会員への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 26 日

公益社団法人 日本医師会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について【簡易調査】

母子保健行政の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいております、深く感謝いたします。

さて、令和 5 年 4 月現在の各自治体における妊婦健康診査の公費負担の状況について調査を行い、その結果について別添のとおり、各都道府県、保健所設置市、特別区あてに送付したところです。つきましては、貴会におかれましても、今後とも妊婦健康診査の充実及び円滑な実施に御協力いただきますよう、貴会会員に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 26 日

都 道 府 県
各 保健所設置市 母子保健主管部（局）長 殿
特 別 区

こども家庭庁成育局母子保健課

妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査結果について【簡易調査】

母子保健行政の推進については、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性、必要性が一層高まっています。

妊婦健康診査に係る公費負担については、平成 25 年度より、安心・安全な出産のために必要とされる受診回数（14 回程度）に係る検査費用について、地方財政措置が講じられています。また、平成 27 年 4 月より、妊婦健康診査を子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置付け、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 226 号。以下「望ましい基準」という）において、その実施時期、回数及び検査項目等を定めているところです。さらに、令和 4 年度には、子ども・子育て支援推進調査研究事業「妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究事業」を実施し、その結果等を踏まえ、令和 5 年 3 月 27 日付け事務連絡「妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供等の推進について」（以下「令和 5 年 3 月 27 日付け事務連絡」という。）により、地方公共団体に対して妊婦健康診査に関する公費負担の推進や公費負担している検査項目、回数、費用等の情報提供等について依頼を行ったところです。

こうした中で、今般、令和 5 年 4 月 1 日現在における各市区町村の妊婦健康診査の公費負担の状況について調査結果【簡易調査】(※)を取りまとめましたので、各市区町村においては、下記のとおり妊婦健康診査の公費負担の取組の推進をお願いします。

また、都道府県においては、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減のた

め、妊婦健康診査に係る公費負担の一層の充実が図られるよう管内市区町村（保健所設置市・特別区を除く）への周知徹底をお願いします。

※ 妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査は、隔年に詳細な状況を把握するための調査を実施（直近は令和4年度に実施、次回は令和6年度に実施予定）しておりますが、今回の調査は、簡易的に調査を実施したものとなります。

記

1. 妊婦健康診査の公費負担の推進について

今回の妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査では、すべての市区町村で14回以上の健康診査の公費負担が行われていることや、妊婦1人当たりの公費負担額の全国平均が108,481円（前回調査は107,792円）となっていること等が確認されたところです。

一方で、それぞれの都道府県別の公費負担額をみると、その金額にばらつき（※1）が生じています。

また、受診券方式（※2）の1,605市区町村のうち、望ましい基準に定める全ての検査項目の公費負担を実施する市区町村は1,462市区町村（91.1%）となっており、前回調査（1,349市区町村（86.3%））より市区町村数は増加してはいるものの、いまだ9%程度の市区町村において望ましい基準に定める検査項目の一部に公費負担が実施されていない状況となっています。

このため、望ましい基準に定められている全ての検査項目について公費で負担することができるよう、その経費について地方交付税措置が講じられていることを踏まえ、妊婦の自己負担が発生しないよう、公費負担の推進に取り組んでいただくようお願いいたします。

※1 公費負担額の最も高い石川県では140,642円、最も低い神奈川県では76,114円となっている。

※2 毎回の検査項目が示されている券を、妊婦が医療機関に持参して健診を受けるものを指す。

2. 妊婦健康診査に関する情報提供等について

令和5年3月27日付け事務連絡により依頼したとおり、引き続き、公費負担している妊婦健康診査の検査項目、回数、費用等について、受診券やホームページ等による分かりやすい提示や、母子健康手帳交付時等の機会を活用した情報提供を行っていただくとともに、妊婦の利便性を確保するため、都道府県にも必要な協力をいただきながら、集合契約の導入等による妊婦健康診査の委託医療機関の拡大などの取組を進めていただくようお願いいたします。

○妊婦健康診査の公費負担の状況について（令和５年４月１日現在）【簡易調査】

※本調査は隔年に詳細な状況を把握するための調査を実施している（直近は令和４年度に実施、次回は令和６年度に実施予定）が、今回は、簡易的に実施したもの。

１．公費負担回数

全市区町村（１，７４１市区町村）で１４回以上助成

[令和４年４月時点 全市区町村（１，７４１市区町村）で１４回以上助成]

２．妊婦１人当たりの公費負担額の状況（詳細は別紙のとおり）

全国平均 １０８，４８１円

（注）公費負担額が明示されていない７８市区町村を除く１，６６３市区町村について集計。

[令和４年４月時点 １０７，７９２円（１，６４５市区町村）]

＜市区町村数＞

① １２０，０００円～	３２７（１８．８％）
② １１０，０００円～１１９，９９９円	３８４（２２．０％）
③ １００，０００円～１０９，９９９円	５９５（３４．２％）
④ ９０，０００円～ ９９，９９９円	２３４（１３．４％）
⑤ ８０，０００円～ ８９，９９９円	８３（ ４．８％）
⑥ ～ ７９，９９９円	４０（ ２．３％）
⑦ 公費負担額が明示されていない（無制限、上限なし）	７８（ ４．５％）

３．妊婦に対する受診券の交付方法について（詳細は別紙のとおり）

＜市区町村数＞

[受診券方式]	１，６０５（９２．２％）
[補助券方式等]	１３６（ ７．８％）

※受診券方式とは、毎回の検査項目が示されている券を、妊婦が医療機関に持参して健診を受けるもの

※補助券方式とは、補助額が記載された券を、妊婦が医療機関に持参して健診を受けるもので、毎回の検査項目は医療機関の判断によるもの

４．受診券方式で公費負担している１，６０５市区町村のうち、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」において行うものとしている検査項目に係る公費負担の状況（詳細は別紙のとおり）

＜市区町村数＞

検査項目を全て実施	１，４６２（９１．１％）
-----------	--------------

[令和４年４月時点]

受診券方式で公費負担している１，５６３市区町村のうち、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」において行うものとしている検査項目に係る公費負担の状況

検査項目を全て実施	１，３４９（８６．３％）
-----------	--------------

妊婦健康診査の公費負担の状況について（令和５年４月１日現在）

都道府県名	市区町村数	受診券方式 の自治体数	検査項目を 全て実施	自治体割合	公費負担額（円） （平均）
北海道	179	170	166	97.6%	94,983※
青森県	40	35	35	100.0%	125,478※
岩手県	33	33	33	100.0%	117,557※
宮城県	35	35	35	100.0%	118,019
秋田県	25	25	25	100.0%	123,036
山形県	35	35	35	100.0%	102,400
福島県	59	59	59	100.0%	136,257※
茨城県	44	43	43	100.0%	104,073※
栃木県	25	25	25	100.0%	95,000
群馬県	35	35	35	100.0%	98,316
埼玉県	63	63	63	100.0%	102,190
千葉県	54	54	54	100.0%	109,000
東京都	62	62	56	90.3%	100,453
神奈川県	33	0	—	—	76,114
新潟県	30	30	30	100.0%	119,936※
富山県	15	15	15	100.0%	111,830
石川県	19	19	19	100.0%	140,642※
福井県	17	15	15	100.0%	110,900
山梨県	27	27	27	100.0%	98,120
長野県	77	77	77	100.0%	126,876※
岐阜県	42	42	40	95.2%	130,086※
静岡県	35	35	35	100.0%	100,728※
愛知県	54	51	50	98.0%	111,642
三重県	29	29	29	100.0%	112,910

都道府県名	市区町村数	受診券方式 の自治体数	検査項目を 全て実施	自治体割合	公費負担額（円） （平均）
滋賀県	19	19	19	100.0%	107,611※
京都府	26	26	26	100.0%	97,250
大阪府	43	26	26	100.0%	120,125
兵庫県	41	19	18	94.7%	104,236※
奈良県	39	3	3	100.0%	101,357※
和歌山県	30	30	30	100.0%	98,824※
鳥取県	19	19	0	0.0%	105,790
島根県	19	19	19	100.0%	108,770※
岡山県	27	27	27	100.0%	113,490
広島県	23	18	18	100.0%	105,546※
山口県	19	19	19	100.0%	116,939
徳島県	24	24	24	100.0%	133,108
香川県	17	17	17	100.0%	114,600
愛媛県	20	20	20	100.0%	92,595
高知県	34	34	34	100.0%	112,410
福岡県	60	60	0	0.0%	108,470
佐賀県	20	20	0	0.0%	101,620
長崎県	21	21	9	42.9%	100,344
熊本県	45	45	45	100.0%	103,560
大分県	18	18	0	0.0%	96,902※
宮崎県	26	26	26	100.0%	110,047※
鹿児島県	43	40	40	100.0%	102,978※
沖縄県	41	41	41	100.0%	99,100
合 計	1,741	1,605	1,462	91.1%	108,481※

注 公費負担額の平均は、都道府県内全市町村を対象に算出している。

※公費負担額が明示されていない市町村は除く

(参 考)

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準 (平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 226 号)

第 1 妊婦健康診査の実施時期及び回数等

- 市町村は、次のイからハまでに掲げる妊娠週数の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる頻度で妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）を行い、妊婦一人につき、出産までに14回程度行うものとする。
 - 妊娠初期から妊娠23週まで おおむね 4 週間に 1 回
 - 妊娠24週から妊娠35週まで おおむね 2 週間に 1 回
 - 妊娠36週から出産まで おおむね 1 週間に 1 回
- 市町村は、妊婦一人につき14回程度の妊婦健康診査の実施に要する費用を負担するものとする。

第 2 妊婦健康診査の内容等

- 市町村は、各回の妊婦健康診査においては、次に掲げる事項について実施するものとする。
 - 問診、診察等 妊娠週数に応じた問診、診察等により、健康状態を把握するものとする。
 - 検査 子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿（糖及び蛋白）、体重等の検査を行うものとする。なお、初回の妊婦健康診査においては、身長を検査を行うものとする。
 - 保健指導 妊娠中の食事や生活上の注意事項等について具体的な指導を行うとともに、妊婦の精神的な健康の保持に留意し、妊娠、出産及び育児に対する不安や悩みの解消が図られるようにするものとする。
- 市町村は、1に掲げるもののほか、必要に応じた医学的検査を妊娠期間中の適切な時期に実施するものとする。医学的検査については、次の表の左欄に掲げる検査の項目の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる妊娠週数及び回数を目安として行うものとする。

検査の項目	妊娠週数及び回数の目安
血液型等の検査（ＡＢＯ血液型、Ｒｈ血液型及び不規則抗体に係るもの）	妊娠初期に 1 回
B 型肝炎抗原検査	
C 型肝炎抗体検査	
H I V 抗体検査	
梅毒血清反応検査	
風疹ウイルス抗体検査	
血糖検査	妊娠初期に 1 回及び妊娠24週から妊娠35週までの間に 1 回
血算検査	妊娠初期に 1 回、妊娠24週から妊娠35週までの間に 1 回及び妊娠36週から出産までの間に 1 回
H T L V - 1 抗体検査	妊娠初期から妊娠30週までの間に 1 回
子宮頸がん検診（細胞診）	妊娠初期に 1 回
超音波検査	妊娠初期から妊娠23週までの間に 2 回、妊娠24週から妊娠35週までの間に 1 回及び妊娠36週から出産までの間に 1 回
性器クラミジア検査	妊娠初期から妊娠30週までの間に 1 回
B 群溶血性レンサ球菌（G B S）検査	妊娠33週から妊娠37週までの間に 1 回

第 3 市町村の責務

- 市町村は、妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対する周知・広報に努めるものとする。
- 市町村は、里帰り先等において妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所と事前に契約を行う等の配慮をするよう努めるものとする。
- 市町村は、妊婦健康診査を実施する医療機関等と連携体制を構築し、養育支援を必要とする妊婦に対し、適切な支援を提供するよう努めるものとする。